

Ohmi
Net

No.
52
3・4月号

淡海ネットワークセンター

淡海ネットワークセンターは、県内の市民活動、NPOをサポート・ネットワークしています。

- 発行日/2006年3月1日
- 発行所/(財)淡海文化振興財団

おみネット



BIWA CHAN

Q1.安全・安心な町にするにはどうすればいいと思いますか?

県民130人巻頭アンケートVol.16

- 子どもが狙われやすいと思う場所(例えば人通りのない道とか人目につかない場所など)を警察や、地元の人がパトロールする。
- 家庭の生活習慣を見直す。何か事件を起こす人は生活習慣に問題があると思う。何か不満を抱いたり、ストレスがたまっていたり、そういう積み重ねが事件を呼ぶと思います。だから家族みんながもっと親や子を見つめること。そして何か悩みがあったら聞いてあげるだけでも人は元気が出るものだと思います。それだけで心の傷が癒えたりするのではないかと。そんないい家庭環境を作るのも大事です。
- あいさつ運動をはじめる みんながあいさつしあう町には犯罪がつけるのスキがなくなる。
- 街灯をもっと明るくする。
- 見回りを強化する(学校職員、PTA、保護者などの他に地域ボランティアの募集をもっと広くわかりやすくして、若年者から高齢者まで多数募る)。
- 声かけを徹底づける。
- 地域活性化、イベントなどで地域の連携連帯をはかる。公園での安全活動など。
- ボランティアを募り、週末20時から1時間~1時間半くらい町内をパトロール。
- 春、秋、年末の地域安全運動期間中「防犯相談所」を開設。
- 有志で交代して毎日パトロール。火災予防、防犯、不法貼紙を撤去、ゴミ、タバコの吸殻を拾い環境美化に務め、あいさつ、声かけ運動を続けて、安心・安全の町づくりを目指す。
- 公園、空地などにおける防犯や少年の非行防止パトロール。
- 一人暮らしのお年寄りに対する防犯連絡等の広報、啓発活動。
- 「自分たちのまちは、自分たちで守る」をスローガンに防犯、交通事故防止、防災等に対する住民意識を高める。
- パトロールと挨拶運動をやれば5割は犯罪が減ると思う。
- 犯罪を興味本位で取り上げるマスコミの報道規制を強化すべき。
- 登下校時の児童の安全確保。登下校時間帯にメンバーが立っていることで、犯罪の予防効果もねらう。また、あいさつの励行により地域のコミュニケーションを図る。
- 住んでいる町の安全な町づくり診断チェック表を作り、その町に適合した正常な状態を保つ。
- 若い世代が非常に少なくかなり高齢化しているので、自主防犯組織が作りようがない状況です。20代、30代の人が住みやすいまちづくりが必要で、それにより世代交流も活発になり、子どもも増え安全意識が高まると思います。老人に対しては結構税金や区費を使ってるけど、子どもにはほとんどまわってこないです…。
- 警察のパトロールや警備だけではダメ。日頃から危機意識を自ら持ち、子どもへ注意のまなざしを常に向けてやること。できるだけ一人で遊ばせない。自分の子だけでなく、登下校している小学生等にも目を向け、犬の散歩や畑仕事も登下校の時間にあわせて見守ってやる。あやしい人がいたら通報する。

安全・安心な町にするにはどうすればいい?

県民
130人
巻頭アンケートVOL.16



第十二回「崩れたら、積もう。壊れたら、また作ろう。」

木村光二（事務局スタッフ）

街頭紙芝居を続けている人を取り上げた記事を思い出す。小学1年生の少女殺害事件以降、近づくとする子どもの手をつかんで足早に遠ざかる母親が増えたから、「変なおじさん」に見られているのかなあ、というつぶやきが載っていた。メディアからは、子どもの安全確保を題材にした報道が多くなった。

「子どもを地域で守る」という提案がされる一方で、「自分の子どもは、自分で守れ」と自治会役員から言われ、仕事を抜けて迎えに行っている父親を新聞は報じていた。子どもにも安心・安全な社会をつくる努力を、「自己責任」という言葉で逃れようとするなら、社会はもっと疲弊するだろう。

「油断！」で有名な塚屋太一さんは、早くから講演や著書で21世紀の日本社会が優先して取り組むべき3つの政策課題を挙げられている。「環境」「安全」、そして「子ども」。先日、「おうみNPO活動基金」の助成金採択団体の人たちと話す機会があって、採択されたどの取り組みも、この3つのキーワードのうち2つ以上を含んでいることに気がついた。これら3つの課題は、これまでの日本社会を形作ってきた人々の倫理観や生活文化が崩れてきていることの表れとして、私たちに見えるようになってきたのだろう。

市民がNPOで取り組もうとするのは、社会の仕組みが崩れるのをつなぎ止めようとしたり、いま一度仕組みを作ろうとしていることなのだ。だからこそ私たちは、これらの取り組みが、多くの市民に理解と協力を得ることができるよう、努力しなければならないと考えている。

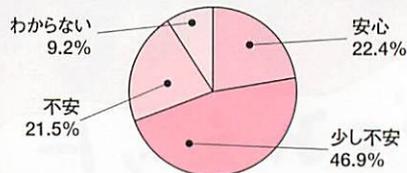


（「アンケートから考える」は、今号で終わります。）

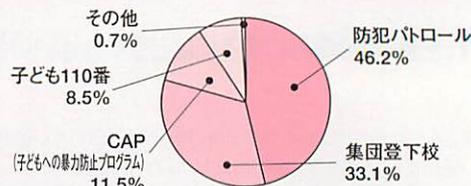
安全・安心な町にするにはどうすればいいと思いますか？
県民130人巻頭アンケートVol.16

▶▶▶ 表紙よりつづき

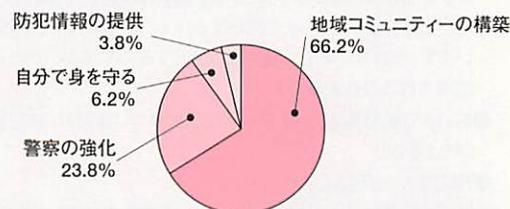
Q2.あなたの町は安心して暮らせますか？



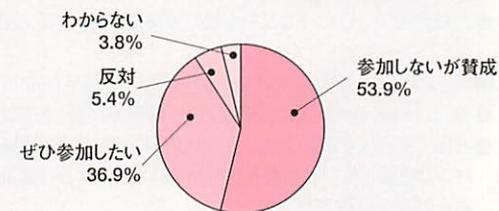
Q3.子どもの安全を守るために一番必要なのは？



Q4.町から犯罪をなくすために一番重要なのは？



Q5.町を自分たちで守る自主防犯組織を作るとしたら？



アンケート：携帯情報メール発信会社「j2メール」協力
県民：130名（回答数）男性44名 女性68名 性別不明18名
10代…1名 20代…19名 30代…38名
40代…34名 50代以上…14名 年齢不明…24名

CONTENTS

巻頭コラム ● アンケートから考える

崩れたら、積もう。
壊れたら、また作ろう。…………… ①

特集・Oh!Me!Eyes
NPO法人の事業報告と情報公開… ②

KIRARI★INTERVIEW… ⑤
私たち「きらり」輝いています！NPO

- NPO法人西大津駅周辺防犯推進協議会（地域）
- びわこダルク（社会）
- NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが（CAPNeS）（福祉）

がんばれ！NPO 応援団… ⑦
【めととと★コラボ】

【おうみネット講座・寄付を考える Vol.3】

【おうみ未来塾 リレーエッセイ】

【NPOホームページ探検隊】

行って来て見て情報BOX
3月・4月…………… ⑨

NPO法人の 事業報告と情報公開

「NPO法人になると、毎年事業報告書をつくらなければならないし面倒だ」という意見をときどき耳にします。書類づくりに手間を取られるよりも実際の事業に力を入れたい、そう考えて任意団体のままで活動を続ける市民活動団体もあります。

法人になるかならないかは団体がそれぞれの事情にあわせて判断することなのですが、やっぱりものとしてとらえられがちな事業報告書の提出義務を、情報公開と協力者確保の視点で、前向きにとらえることはできないでしょうか。

●事業報告書等の提出と公開制度●

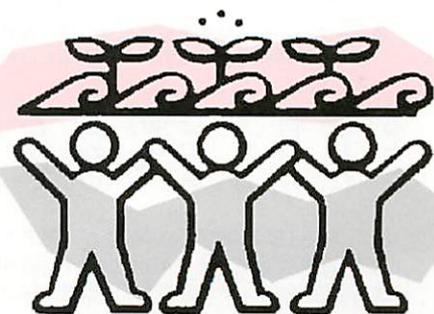
NPO法人には、毎年事業年度終了後から三か月以内に事業報告書等を所轄庁に提出する義務があります。これは特定非営利活動促進法（NPO法）に定められていることで、所轄庁に提出するとともに、これら事業報告書等を法人の主たる事務所に備え置き、請求があれば公開することになっています。

なぜこのようなくみがあるのかというと、NPO法人の事業内容などに関する情報を広く市民に提供するとともに、その事

業が適切に運用されているかどうか等について市民相互のチェックによる自浄作用を期待したものとされています。行政は主に情報公開のための窓口としての役割を担いますが、活動内容について細かに監督・指導するわけではありません。活動内容については、第一義には市民による評価・チェックに委ねるという方法がとられているのです。

事業報告書等が公開されることによつて、市民はNPOの活動がある程度知ることができます。自分が応援したい活動をしているかどうか、活動に参加するか、会員

になるか、寄付をしようかどうか、サービスを受けても大丈夫だろうか、公開された情報がNPOの信用性を判断する一つの材料になります。好ましい活動をしていると判断されれば、協力者も増え、顧客も増え、活動も発展するでしょうし、好ましくない活動をしていると判断されれば、協力者は減り、顧客も減り、活動も停滞するでしょう。行政の指導ではなく、市民の目によるチェック機能でNPOを育成発展させるといふ趣旨がこの制度にはあらわれています。



● 事業報告書作成・提出の方法 ●

都道府県で認証されたNPO法人は都道府県に、内閣府で認証された法人は内閣府に事業報告書等を提出します。法人認証手続きと同じく、滋賀県ならば県庁NPO活動促進室が、内閣府ならば国民生活局市民活動促進課が窓口を担当しています。

これらの書類については「電子申請」を利用することも可能で、事前に手続き（注1）をすれば窓口に向かなくてもインターネットを通じて提出することができま

す。提出が必要な書類は、

- ① 事業報告書
 - ② 財産目録
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 収支計算書
 - ⑤ 前事業年度の役員名簿
 - ⑥ 前事業年度の社員のうち十人以上の者の名簿
- で、これらを二部ずつ（※滋賀県の場合）提出します。定款に変更があった場合は、さらに定款、定款変更認証の写し、登記事項証明書の写しがそれぞれ二部ずつ必要になります。

滋賀県NPO活動促進室が発行している

「NPO法人の設立及び管理・運営の手引き」にこれら提出書類の様式へ例Vが示

されていて、ホームページ「協働ネットしが」（注2）からもダウンロードして使用することができま

すが、必ずこの様式へ例Vのとおりに作成しなければならぬということではありません。自分たちの活動が伝わりやすいように独自の様式で作成することが可能です。

例えば、日常の会計処理にパソコンなどで操作する会計ソフトを使っている場合、仕分け入力をすればたいいてい財産目録や貸借対照表、収支計算書は自動的に作成されます。これらの会計帳票を作り替えずにそのまま使ってもかまわないのです。（注3）

● 事業報告書等の行方 ●

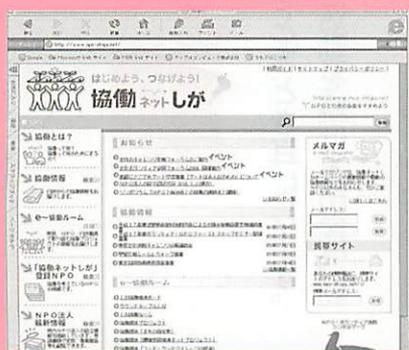
事業報告書等は提出された後どうなるのでしょうか。まず、提出窓口で記載内容の



●年に一回以上開催する総会は、重要な情報公開の場となります。

確認がされます。ここで活動内容を厳しく監視されるというものではありませんが、例えば収益が理事に分配されているとか、役員が家族ばかりとかのように、明らかにNPO法で禁止・制限されているようなことが判明すれば、当然指導や監督の対象となるでしょう。

内閣府が示している「NPO法の運用方針」において、特定非営利活動にかかる経費がその他事業の経費に比べて少なすぎたり、事業費に比べて管理経費の割合が高すぎたりする場合は、報告徴収の対象となりうるとされていますが、活動規模の大小を経費の額だけで



●ホームページ「協働ネットしが」で、NPO法人の事業報告書と定款を閲覧することができます。

計れるものではないので、このあたりは判断の分かれるとこ

（注1） 特定IDの取得などの手続きが必要です。滋賀県認証法人の場合、県庁NPO活動促進室に相談してください。

（注2） 協働ネットしが <http://www.npo-shiga.net/>

（注3） 企業会計ソフトを使っている場合など、発行される諸表の名称が異なる場合があります。

特定非営利活動促進法（抜粋）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

提出をお忘れなく!!

滋賀県NPO活動促進室
大橋昭則さん



NPO法人にとって事業報告は年に1回のことですので、つい忘れてしまうことがあるようですが、必ず提出期限（事業年度終了後3か月以内）を守っていただきたいと思います。これはNPO法で求める最低限のルールですので、このことをおろそかにする法人が増えると、今のNPO法人制度が監督強化の方向に向かわないとも限りません。

内容的には、NPO法や定款に沿ったものであれば、活動に対してこちらから申し上げることはありませんが、会計書類に計算ミスや金額の不整合・不一致がみられる場合がありますので、信頼性を保つ上でも十分確認をいただきたいと思います。

なお、役員に変更（再任含む）があれば、事業報告と同時に届け出をお願いします。

事業報告は面倒なものではなく、法人が社会に向けてアピールする機会ととらえていただくと、記載内容も自然と明瞭で市民に分かりやすいものになっていくでしょうし、NPOに対する社会的な信頼や認知の広がりにつながっていくと思います。

一担当者としてそうなることを願っていますし、そのお手伝いができればと考えています。どうぞお気軽に当室までお問い合わせください。

【問】TEL.077-528-4633 FAX.077-528-4960

ろです。

窓口で確認されたあと、一般に閲覧できるように整備されます。滋賀県の場合NPO活動促進室で閲覧できます。社員名簿を除く書類は「協働ネットしが」上でも閲覧できますが、プリントアウトすることはできません。

●市民が育てるNPO●

事業報告書等を作成するうえで念頭に置いておくべきことは、報告する真の相手は所轄庁ではないということです。NP

O法の理念は、NPOが自らの情報をできるだけ公開し、市民の信頼を得て、市民によって育てられることが重要であるとしています。NPOのアカウンタビリティ（説明責任）が問われる制度となっていています。

NPO法人にとって、一番大切なことはミッション(使命)です。その団体のミッションが明確に示されているかどうか、そしてミッションに沿った活動が適切に進められているかどうか、活動内容が詳細に述べられ、さらに当初の計画に対し、できたこと、できなかったことなど自己評価を示

すところまでできていれば理想的な事業報告書といえるでしょう。

よろしからぬ活動をするNPO法人の存在がニュースで取り上げられるたび、「NPOに対する行政の監視・監督をもっと強化すべきだ」という意見が聞かれます。NPOが行政の監視のもとで活動するようになったら、何のために法律までつくってNPO法人を誕生させたのか、それこそ意味のないことになってしまいます。

NPO法の理念が活かされるよう、NPOも市民もこの情報公開の制度を積極的に活用したいものです。

NPO きらり 輝いています！

●防犯パトロールカーと保安犬、そしてユニフォームを着た西大津駅周辺防犯推進協議会の皆さん



地域でボランティア活動を広めようと奮闘しているあなた、新たにNPO活動を立ち上げて琵琶湖のまわりを走りまわっている君、「淡海」というフィールドで、静かだけど「どこか「きらり！」と輝いているボランティア活動や市民活動で活躍されているNPOの皆さんをご紹介します。

地域の「防犯」と「活性化」のアイデアを次々に繰り出す

「最近、治安がよくなったね」。JR西大津駅を乗降する人々が実感していることです。西大津駅の周辺は、数年前からマンションの建設ブームで、住民が急増している地域ですが、そんなマンションの代表格といえるのが四年前に建設された三十八階建てのファーストタワー大津マリーです。

大津マリーの住民は、外灯を壊されたりしたこともあって、地域の安全に不安と危機感を募らせるようになっていました。そこで住民の有志により自主的に夜間の見巡りをするようになったのが、現在の活動のはじまりです。

地域 「自分の身やマンションを守るだけでなく、地域が安全でなければ本当に安心して暮らせないと思っただけです。最初はノウハウもなく、やみくもに相手に向かっていったので、閉ま

れたりして危険を感じることもありましたよ」。当時の活動を振り返って、副理事長の小見伸雄さんと専務理事の宮尾孝三郎さんは語ります。

こうして始まった住民有志の自主的な防犯活動に、西大津駅周辺の七つの自治会と地域の事業所が加わり、二〇〇三年十月に西大津駅周辺防犯推進協議会が設立されました。さらに協議会をNPO法人として組織化し、継続的な活動に取り組む体制ができました。自治会が中核となったNPO法人として、今注目を集めています。

今後の計画は、「通学時の安全確保だけでなく、子どもたちが安全に遊べるまじりにしたい。そのため

●定期的に開催している「大津ウエストジャズナイト」



に専従の「まちの保安官」を置いて、犯罪予防、抑止のモデル地域となるような実験を試みたい」とのこと。住民による夜巡りは、青色回転灯付き防犯カーによるパトロール、保安犬の巡回へと発展しています。このように地域防犯への思いは非常に熱いのですが、治安のことだけを考えているわけではないようです。「やはり活気のある魅力的なまちをつくらなければならない」と宮尾さんは語ります。そこで防犯活動を通じてできた人のつながりから、大津マリー自治会と山上町自治会が協力して、定期的にジャズライブ「大津ウエストジャズナイト」を開催するようになりました。この交流の場が古くからの住民と新しい住民とのつながりが広がり、住民同士が知り合うことがまた、地域の防犯に役立っているようです。

NPO法人西大津駅周辺防犯推進協議会
 理事長 ● 清水耕二
 設立 ● 2003年10月（法人設立2004年9月）
 連絡先 ● 大津市皇子が丘二丁目10-25-2106
 FAX: 077-524-2537
 e-mail: info@owcp-bouhan.com
 http://www.owcp-bouhan.com/



●副理事長の小見伸雄さん



●専務理事の宮尾孝三郎さん

福祉

NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが(CAPNeS)



●理事長の甲津貴央さん

「子どもの虐待防止ネットワーク・しが(略称CAPNeS)」は、二〇〇〇年十二月に愛知県で開催された「日本子どもの虐待防止研究会あいち大会」に滋賀県から参加したメンバーが中心となって準備会を設立したのが始まりで、二〇〇四年十二月からはNPO法人として活動しています。メンバーには弁護士、心理療法師、行政職員、児童養護施設の職員、研究者、教育関係者、保健士、助産士、保育士、精神科ソ

地域をもっと『あたたかく』虐待を防ぐ専門家と市民の連携

「子どもの虐待防止ネットワーク・しが(略称CAPNeS)」は、二〇〇〇年十二月に愛知県で開催された「日本子どもの虐待防止研究会あいち大会」に滋賀県から参加したメンバーが中心となって準備会を設立したのが始まりで、二〇〇四年十二月からはNPO法人として活動しています。メンバーには弁護士、心理療法師、行政職員、児童養護施設の職員、研究者、教育関係者、保健士、助産士、保育士、精神科ソ

シャルワーカー、ボランティアグループなど、子どもに関わるさまざまな立場の人たちが集まりました。理事長の甲津さんは、弁護士として少年事件の付添人活動をするなかで、子どもたちの非行に虐待経験が関係していることを強く感じて、愛知での研究会に参加し、CAPNeSに加わったそうです。



●隔月発行の「NEWS LETTER」

「子どもを取り巻く問題は家庭だけに任せて解決できる問題ではなくなっています。また専門家だけでなく対応しきれません。子どもの虐待問題に関心を持つ人が地域にもっと増えて欲しい。家庭と地域の人たち、専門家、援助職にある人たちが協力し合ってこそ、解決できる問題なのです」と甲津さんは語ります。それらを橋渡しする存在としてCAPNeSの活動に期待が寄せられています。

NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが(CAPNeS)

理事長●甲津貴央
設立●2002年5月(法人設立2004年12月)
会員●約200名
連絡先●草津市西大路町3-8 ジュモオネティ201
草津法律事務所内
TEL/FAX: 077-567-2181
e-mail: capnes@nifty.com
http://homepage3.nifty.com/capnes/capnes/



●事務局次長の松村睦子さん

社会 びわこダルク

近江大橋の近くの住宅地の中に、十数名の若い男性たちが共同生活をしている施設があります。時には健康づくりのためサンドバックを叩いている姿を見て、はじめ近所の人たちは警察の寮だと思ったそうです。

そこはびわこダルク。ダルク(DARC)とはDrug Addiction Rehabilitation Centerの頭文字をとった言葉で、全国に約四十か所ある民間の薬物依存症回復施設のことです。覚醒剤のような非法薬物ばかりでなく、市販薬や医療機関が処方する薬剤で依存症に陥る例も多数



●びわこダルク3周年を記念して昨年11月に開催されたフォーラムの様子。

あるのだとか。ここで若者たちはこれまで自身を蝕んできたクスリから解放されるためのプログラムを実践しています。

施設長の猪瀬健夫さんは語ります。「薬物依存はクスリによって自分のコントロールを失ってしまう状態であり、いわば病気です。犯罪者として刑務所に隔離しても、出所したとたんクスリを買いに走るなんてことが繰り返されるだけです。病気には『治療』が必要なんです」

ダルクで取り入れられている『治療』は、経験者同士がミーティングを重ねるセルフヘルプの実践です。共同生活の中で仲間への体験を話し、伝え、分かち合います。クスリによってどん底の生活をした人の経験が自分に返り、自分の体験を話すことが新しい仲間

間の心を開きます。こうして「命のバトン」をリレーすることで「今日一日」クスリを使わないで生きる力を得るのです。入所者はこれまでの自分の生活を切り離すことでクスリからも切り離されるため、家族の愛情ある「つき離し」がプログラムの成功のカギになるといいます。

猪瀬さんは三年前のびわこダルク開設と同時に仙台大ダルクから移ってきました。薬物経験者に対して社会の偏見は強く残りますが、清掃活動や祭りなど地域のイベントに積極的に参加するうちに、徐々に受け入れられ、活動も認知されるようになってきました。

「今後は、『スリークォーターハウス(注)』をつくりたい。そしてスタッフに給料が出せるようにすることが施設長としての務めだと思っています」と優しく語っていました。

(編集ボランティア 松田)

(注) スリークォーターハウス：薬物依存からの回復プログラムの四分の三を終え、最終段階に達した人のためのグループホームのこと。就業など社会復帰のための準備が行われる。

びわこダルク

施設長●猪瀬健夫
設立●2002年11月
会員●18名(運営員)12名(入所者)
連絡先●大津市丸の内町8-9
TEL: 077-521-2944
FAX: 077-521-2977
e-mail: biwako-darc2002@msd.biglobe.ne.jp
http://www5e.biglobe.ne.jp/~b-darc27/index.html



●施設長の猪瀬健夫さん

うな管理や運営が行われているのか、施設の利用者として、あるいは市民としてチェックすることが大切である。場合によっては、管理運営の改善を行政に求めるなど、よりよい施設運営につながるよう行動する必要がある。

4. 制度設計への参加

市民活動団体や地域団体が運営するほうがふさわしいような施設が行政直営のままであるならば、行政の担当部局へ指定管理者制度への移行を積極的に働きかける。行政内部での制度設計にまかせないで、市民や議員が一緒になって制度設計をできるように運動することも大切である。

また、すでに導入された施設も、次回の更新時にはさらにより運営がされるよう、仕様書づくりを市民や議員と一緒にできるような体制づくりを求める必要がある。

5. 施設管理のノウハウを蓄積して、公募に手を挙げる

NPOが管理するのがふさわしい施設に指定管理者制度が導入された場合には、公募に手を挙げられるように準備を進めておく必要がある。そのため、NPOの運営体制を整えるとともに、たとえば警備会社、清掃会社、ビルメンテナンス会社など、ハード管理の専門家との協力関係を準備することも考えておくべきだろう。

NPO法人市民がささえる市民活動ネットワーク滋賀 代表 阿部圭宏

学共同研究を開始し、高く評価されています。文化的な風土や歴史、里山など近江の魅力を再発見する大学との知的交流を活性化させようと、2004年「NPO法人たねや近江文庫」を設立。地域と近江商人には強い絆があり、村の行事や歳時の研究を通して、近江商人の足跡を解き明かしたいということです。また、ふるさと近江の生活文化を後世へ継承する語り部として、情報発信や出版事業、湖東焼の保存・公開事業などを本格化させていく計画です。

2004年働く女性にやさしい子育て支援の一環で、愛知川町に企業内保育所「おにぎり保育園」をオープン。その名には「おやつにもお菓子よりおにぎりを」という思いを含め、木や土の香りがする自然豊かな保育環境のなか、昔ながらの子育ての良さを取り入れています。

近江の“鄙（ひな）びた片田舎の文化”発掘から環境福祉にいたるまで幅広く企業の社会的責任を果たしながら、近江の里山文化を全国へ発信しています。

※CSR (corporate social responsibility) : 企業の社会的責任

【問】株式会社たねや広報部
TEL.0748-37-2627 FAX.0748-38-0452
<http://www.taneya.co.jp/>



▲季刊誌「近江八幡日半種ヴィレッジ」で近江文化を紹介

おうみ未来塾

リレーエッセイ Vol.5

「OH! 魅力(淡海力)を追って」



[5期生]

邊見 千恵子さん
NPO法人ヒマラヤン・
グリーン・クラブ理事

「里山の保全」への熱き思いは今も変わらない。

おうみ未来塾と同時期に入学した大阪のシニア自然大学は、本科及び研究科をおのの1年学び、4月から再度1年地球環境生態系講座を受講する。

パキスタン北東部の荒野に植樹を続け13年のヒマラヤン・グリーン・クラブでは、理事とレポートの編集委員を担当。自分の将来の展望が見えず悩んでいた一人の若者が、わがクラブの活動に参加し、その結果自分の進路を見つけ自信に満ちて歩んでいるという記事を書いた。

巷にあふれるニートやフリーターと呼ばれる若者にもっと呼びかけたい。何もしないでは何も見つからない。頭や机上で考えるより、行動し体験して、はじめて自分も幸せも未来も夢も見つけられることを知ってほしい。「OH! 魅力(淡海力)」と思うものを追って、かくいう私は「專業遊び人」である。

※「おうみ未来塾」は、地域課題に取り組むリーダーを目指す人が集う塾で、現在6期生と7期生が学んでいます。これまでに約120人が卒業し、各地で「地域プロデューサー」として活躍しています。

NPOホームページ探検隊

NPOや市民団体がつくる
ユニークなホームページを紹介します。

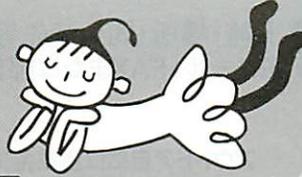
NPO法人朽木針畑山人協会

<http://www.ex.biwa.ne.jp/~yamabito/>



高齢化と過疎の問題に直面する高島市朽木針畑の住民と、野生と切り離された都市環境での生活を余儀なくされている人たちとを結び、交流を通して里山の再生を図ろうと活動している「NPO法人朽木針畑山人協会」。針畑郷で行われるイベントや「森の学校」「山と人の博物館」について紹介されているほか、会員の「ブログ(日記)」で、山の暮らしの日常の様子を伝えています。

がんばれ!NPO 応援団



市民活動を元気にする情報コーナー

指定管理者制度の行方

Vol.2

「市民としてのチェックポイント」

今回は、指定管理者制度をめぐる行政の混乱を取り上げ、市民がしっかりチェックすることの必要性を述べた。今回は、指定管理者制度に対して市民が実際にどのように行動すればよいのかを考えてみたい。

指定管理者制度の導入により、公の施設の管理運営が民間団体に開放されたものの、実際に市民活動団体や地域団体が指定管理者となったケースは少ない。これは、非公募で従来の管理委託団体（外郭団体等）を引き続き随意指定したケースが多かったこと、指定の要件が建物の管理能力に重点が置かれた結果、管理業務にたけた営利企業が指定管理者になったこと、NPOの力量不足などが原因として挙げられるだろう。

制度はこれからどんどん拡充されていくと思われることから、市民が制度に対応できる能力を身につける必要がある。そのポイントを整理すると、おおむね次のようになる。

1.まず、自分のまちの指定管理者制度の仕組みを知る

指定管理者制度の対象となる「公の施設」は条例で定められている。どの施設が公の施設で、そのうちどれに指定管理制度が導入されているのかは、ホームページなどで調べられる。

また、指定管理者制度運用の指針をホームページで公開している自治体が多いので、それを利用して、まず指定管理者制度の仕組みそのものを知る必要がある。

2.NPOが管理するのがふさわしい施設をチェック

自分のまちの施設の中で、市民活動団体や地域団体が管理運営するのがふさわしい施設はどれか、たとえば次のような観点からチェックできるだろう。

- 市民活動団体等の専門性やノウハウが活かせる施設（市民活動支援センター、エコロジーセンター、男女共同参画センター、児童館など）
- 市民自治を尊重する施設（自治会館、公民館、隣保館など）
- 地域文化を育む施設（文化ホールなど）
- 市民活動における新たな利用の可能性が広がる施設

3.施設利用者として、市民としてのチェック

指定管理者制度が導入された施設では、実際にどのよ

めとてとコラボ

市民と行政、市民と企業などの、新しい市民協働（パートナーシップ）のカタチを紹介します。

食の安心安全や環境保全、資源リサイクル、 近江文化の研究など社会貢献活動に取り組む

..... たねやグループ



▲広報部長の山本さん（左）と近江文庫主宰の川島さん



▲永源寺農園でよもぎの収穫



▲バームクーヘンの切れ端は飼料に再利用



▲おにぎり保育園

1872年（明治5年）創業のたねやグループは、和洋菓子販売、喫茶、レストラン経営で事業を拡大してきました。1985年から環境保全活動を開始、1998年には社内に環境委員会を設置して「たねや環境憲章」を制定しました。お菓子の製造過程で出る廃棄物をバイオマスとして活用し、地域に循環させる取り組みを進めています。また、バームクーヘンの切れ端を養豚飼料に再利用したり、廃食油から精製したBDF（植物性ディーゼル燃料）を配送車両の燃料として再資源化したりしています。グリーン購入ネ

ットワークにも加入して、「エコロジーセミナー」を開催するなど、地域や環境団体とのネットワークづくりを推進しています。

10年ほど前からCSR（※）の一環で食のトレーサビリティに着手。1998年には有機栽培の永源寺農園をスタートし、安心安全なよもぎの植栽事業に取り組んでいます。社内の菓子職人らが自ら農作業に汗をかくほか、地元の中高年の方の仕事起こしにも一役買っています。さらに、愛知川農園では山野草の栽培を通して、地域の子どもたちとの交流に努めています。

2000年滋賀県立大学レンタルラボに「たねや食環研究室」、滋賀大学に「たねや近江商人研究室」を発足させ産

5月・6月の掲示板 情報募集中!

日時・場所・問合せ先等を明記の上、4月6日までに
Eメール、FAXまたは郵便でセンターまでお寄せください。

ヤマト福祉財団「障がい者福祉助成金」

助成対象事業●

[1] 一般助成

①障がい者施設の改善、整備、備品等の購入に対する助成 ②各種会議、講演、研修事業に対する助成 ③各種出版、啓発活動等に対する助成 ④各種調査、研究事業に対する助成 ⑤文化事業、スポーツ活動等に対する助成

[2] 障がいのある大学生に対する奨学金の供与

受付期間●2006年3月1日～3月31日(奨学金の受付は5月10日まで) ※消印有効
助成のポイント●

[1] 一般助成：一件当り上限額 100万円

(A) 全国の各都道府県にくまなく助成できるように心がけています。
(B) 障がい者の自立と社会参加、生産性アップに直結する事業を優先します。

[2] 奨学金：月額 5万円(年間60万円、返済の必要はありません)

・4年制の大学に在学中の障がい者

・選考の基準 イ:本人の障害等級 ロ:本人の学習意欲 ハ:保護者の収入
申込方法● [1] 一般助成: 「(財)ヤマト福祉財団障がい者福祉助成金申請書」に必要事項をご記入の上、当財団本部事務局までお送りください。 [2] 奨学金の供与: 「奨学金申込書」に必要事項を記入し、所定の書類を取り揃えの上、当財団本部までお送りください。

交付期間● [1] 一般助成は、2006年7月16日～2007年3月15日までの期間
[2] 奨学金の供与は4年制大学を卒業するまでの期間(留年などは期間に含まない)。

【問】財団法人ヤマト福祉財団(福祉助成金事務局) 〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-15
TEL:03-3248-0691 FAX:03-3542-5165 URL:http://www.yamato-fukushi.jp/
e-mail:y.zaidan@yamato-fukushizaidan.or.jp

カメイ社会教育振興財団「青少年の社会教育活動に対する助成」

対象事業●社会教育団体、または青少年を対象とする団体が行う青少年の健全育成のための社会教育活動、またはこれを促進するための事業

助成額●上限100万円以内(予定)
対象件数●8件(予定) 助成対象期間●2006年度(2007年3月31日まで)に行われる活動であること。
申請書請求方法●希望の助成事業名を明記し、90円切手と返信用封筒を同封の上、当財団事務局宛に請求するか、下記の財団ホームページより申請書をダウンロードしてください。

応募方法●申請書に必要事項を記入し、正1通及びそのコピーによる副1通と、切手(80円+10円)と返信用封筒(長3サイズ・切手は貼らないで下さい。)を同封のうえ、書留で送付してください。

募集期間●4月15日(土)まで(消印有効)
【問】財団法人カメイ社会教育振興財団
〒980-0022宮城県仙台市青葉区五橋1-1-23 TEL:022-264-6543 FAX:022-264-6544
URL:http://www.kamei.co.jp/museum/ e-mail:kupu-kupu@syd.odn.ne.jp

国際ボランティア貯金の寄附金の配分申請に関するご案内

対象●次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

①民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助(天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。)に関する事業(以下「援助事業」という。)を実施する、営利を目的としない民間の団体(以下「民間援助団体」という。)であること。②日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確であること。

期間●2006年7月1日(土)～2007年6月30日(土)
申請受付期間●3月15日(水)まで(消印有効)

申請手続●2006年度(平成18年度)の「国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分申請書様式」等入手し、必要事項を記載したうえ、添付資料(印鑑登録証明書、定款、規約等)を添え、下記問合せ先まで配達記録郵便により送付してください。

【問】日本郵政公社 金融総本部 郵便貯金事業本部 ボランティア貯金担当
〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2
TEL:03-3504-4137・4097 URL:http://www.yu-cho.japanpost.jp/volunteer-post/
e-mail:posiva@japanpost.jp

アウトドア自然保護基金プログラム

コンサベーション・アライアンス・ジャパン(アウトドア自然保護基金)はアウトドアスポーツを対象にビジネスを行っている企業が、その対象である自然を保護するために集まったグループです。自然保護のために活動している環境団体に活動資金の援助をしています。

申請方法●下記の内容を簡潔に明記のうえ、下記問合せ先まで郵送でお送りください。また、審査の公平性をさすため、A4用紙で4枚以内に簡潔にまとめて下さい。

①グループ、団体名 ②グループ、団体の目的 ③過去の活動内容とその成果
④目的を達成するための今後の計画 ⑤支援金の使用目的および金額

支援金額●100,000円～500,000円 申込締切●2006年3月15日(水)(2005年度後半期)
※支援の募集は、締め切り後も随時行っています。

【問】コンサベーション・アライアンス・ジャパン アウトドア自然保護基金プログラム係(福永)
〒359-0021 所沢市東所沢5-12-12(株)アライアメント内
TEL:042-944-5855 FAX:042-944-5825 URL:http://www.ca-j.org/index.html

公益信託 自然保護ボランティアファンド活動助成

助成の趣旨と対象活動●国立公園及び国定公園の自然保護上、重要な地域における自然環境の保全に資する実践的活動で地域の理解や参加協力を得られる広範なボランティア活動であること。特に大勢の人たちが参加できる機会を提供する活動や次の世代を担う子供たちを対象とした活動の実践を期待しています。

助成対象団体●助成の趣旨に合致し、かつ次の条件を満たす団体とします。
・営利を目的としないこと。・会則もしくは一定のルールを持ち、代表者等の定めがあること。

・団体の構成、役員、選任方法等の事業運営に重要な事項が、特定の者等の意志に従わずに決定、運営されること。・申請団体(協議会)に、(財)自然公園財団(本部または支部)が地元自治体(関係機関を含む)または学識経験者のいずれかが構成員として参加していること。・環境省地区自然保護事務所または都道府県庁の自然保護担当部局の推薦を受けられること。

助成金額●上限50万円が原則ですが、対象となる活動の内容により、100万円を上限に資金助成します。助成金総額は500万円を予定しています。

申請締切●4月7日(金)(必着)
【問】財団法人自然公園財団 自然保護ボランティアファンド担当
〒105-0003東京都港区西新橋2-11-6 ニュー西新橋ビル8階
TEL:03-3592-1171 FAX:03-3592-1175
URL:http://www.bes.or.jp/nature/fand/fand_5.htm e-mail:bes@bes.or.jp

藤本倫子環境保全活動助成基金

助成対象●日本国内における自発的で、継続的な環境教育や地域における環境保全などの活動(業として行う活動は除きます)で、次のような形態の活動です。

①実践活動(観察会、リサイクル、植栽・環境修復等)
・会員以外の一般市民の協力、参加が得られ、効果が十分期待できること。

②普及啓発活動(環境講座・教室の開催、パンフレットの作成、広報誌の作成、教育教材の作成等)
・啓発効果が十分期待でき、広報資料・図書等の配布方法等が適切であること。

③調査活動(野生生物の調査、水質等の調査・分析、環境情報の収集・提供等)
・学生・生徒や一般市民の参加が得られ、啓発に資する内容であること。(専門家・会員のみで一般市民等の参加が少ない活動は除きます)

助成金額●上限30万円
助成対象活動の期間●2006年度(4月1日～翌3月31日)内とします。
募集期間●第1回 1月5日～2月15日・第2回 4月1日～5月15日・第3回 6月1日～8月15日(予定・消印有効)

【問】財団法人日本環境協会「藤本倫子環境保全活動助成基金」運営管理委員会事務局
〒106-0041東京都港区麻布台1-11-9 プライム神谷町ビル2F
TEL:03-5114-1251 FAX:03-5114-1250
URL:http://www.jeas.or.jp

滋賀会館シネマホール 3月の上映予定

『歓びを歌にのせて』3月7日(火)～26日(日)

『私の頭の中の消しゴム』3月1日(水)～19日(日)

『親切なクムジャさん』3月21日(祝)～31日(金)

『オペラ座の怪人』3月15日(水)～23日(木)

◆リクエスト受付中!

上映してほしい作品名と住所、氏名、電話番号を記入の上、ハガキ、ファックス、または電子メールで淡海ネットワークセンターまでお送りください。

・各回入替制
・料金は作品によって異なります
・毎週水曜日1,000円均一サービス
・毎週木・金曜日の初回&
16:00以降の回1,200円均一サービス
TEL:077-522-6191
滋賀会館シネマホール



行って来て見て 情報BOX 3・4月

ここに掲載できなかった情報はセンターホームページに掲載しています。http://www.biwa.ne.jp/ohmi-net

イベント

2006春休み子どもキャンプ たけだけ探検隊～竹であそぶ2日間～

▶ 3月25日(土)～26日(日) 1泊2日

内容●竹を自分たちの手と足で取りに行くところからはじまるこのキャンプ。竹には不思議がいっぱい竹の不思議にもふれながら、作ってあそぶ2日間です!

場所●滋賀県立荒神山少年自然の家(彦根市)
対象●新小学4年生～新中学3年生
定員●先着20名
参加費●4,500円(宿泊費・食費・保険代・プログラム費・通信費等)
申込み●e-mail・電話・FAX・郵送のいずれかで下記事項をお知らせください。
①お名前(ふりがな) ②生年月日 ③性別 ④新学年(4月からの学年)
⑤郵便番号・住所 ⑥電話番号 ⑦あればE-mailアドレス ⑧参加動機 ⑨何を通じてこのキャンプを知ったのか
申込締切●3月10日(金)
【問】環境学び舎のたね(山田・三井)
〒521-1222 東近江市佐野町 501-20
TEL/FAX:0748-42-3699
URL:http://www.h7.dion.ne.jp/wanotane/
e-mail:wanotane@s3.dion.ne.jp

第14回びわ湖長浜ツアーデー

▶ 5月13日(土)・14日(日)
(雨天決行、1日だけの参加も可)

主会場・ゴール●長浜市豊公園噴水広場
参加費●(事前)一般1,500円 中学生以下500円
(当日)一般2,000円 中学生以下 800円
申込方法●参加申込書と参加費等を添えて下記の方法でお申し込みください。
①最寄りの郵便局からの郵便振込。
②実行委員会事務局へ現金書留。
③実行委員会事務局(長浜市民会館内)へ直接。
事前申込締切●4月30日(日)
【問】びわ湖長浜ツアーデー実行委員会事務局
〒526-0831 長浜市宮司町1200番地(長浜市民会館内)
TEL:0749-64-5151 FAX:0749-64-5152

勉強会・交流会

森とつながる住まいづくりフォーラム

▶ 3月12日(日) 13:30～16:45

内容●高島の森とつながる住まいや暮らしの魅力について、一緒に考えてみませんか。俳優渡辺篤史氏の講演、学習発表会、パネルディスカッションなど。
場所●安曇川文化芸術会館
参加費●無料(申込不要)
【問】安曇川流域・森と家づくりの会
〒520-0241 大津市今堅田2-18-16
TEL:077-574-3225 FAX:077-573-2421
URL:http://www.mori-ie.com
e-mail:info@mori-ie.com

じょうぶな子どもをつくる基本食 ～幕内秀夫氏講演会～

内容●子どもの健康が気になる方、日々の食生活に疑問や不安を感じている方にぜひオススメしたい講演会です。
【第7弾in八日市】
日時●3月12日(日)13:30～15:30(受付13:00～)
会場●ショッピングプラザアピア4Fシアターホール
【第8弾in守山】
日時●4月22日(土)13:30～15:30(受付13:00～)
会場●守山市民ホール 小ホール
【第9弾in長浜】
日時●4月23日(日)13:30～15:30(受付13:00～)
会場●長浜市民会館 集会室
参加費●前払い800円、当日払い1,000円
託児●1歳以上(定員有)
申込方法●電話・FAX・メールのいずれかでお申し込みください。
【問】学校給食と子どもの健康を考える会滋賀支部
TEL/FAX:077-558-0538
e-mail:saori-watanabe@mx.scn.tv(渡辺)

第12回熱人談義 「滋賀の新聞週末～ヒト・マチ商い」

▶ 3月15日(水) 18:30～20:30

内容●NPO市民熱人では、さまざまなゲストを招いて熱人談義を開催しています。今回は、滋賀の新聞づくりに関わってきた二反田隆治さんをゲストに開催します。
場所●まちづくり大津百町館(丸屋町商店街)
テーマ●「滋賀の新聞週末～ヒト・マチ商い」
話題提供者●二反田隆治さん(滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会事務局)
参加費●500円
【問】NPO法人市民がささえる市民活動ネットワーク滋賀
FAX:077-522-2997
e-mail:yoshi-ab@mx.biwa.ne.jp

講演会「七カ国語を話す日常がある」 ～世界の言葉が、ボクの、キミの、 アナタの言葉になる～

内容●人間は誰もがもともとどんなことばでも身につけるチカラを持っています。新しい可能性や価値観の発見、世界の人々とのふれあいなど、外国語という観念をなくし、多言語が広がる新しい世界へご案内します。
【1】3月18日(土)14:00～16:00
場所●ピアザ淡海203号室
【2】3月21日(火・祝)14:00～16:00
場所●大津市ふれあいプラザ中会議室
【3】3月26日(日)11:00～13:00
場所●ホテルグランヴィア京都(京都駅ビル)
【4】3月28日(火)10:30～12:30
場所●ホテルグランヴィア京都(京都駅ビル)
参加費●無料(託児あり・要予約)
【問】言語交流研究所ヒッポファミリークラブ
TEL:0120-557-761(平日9:00～18:00)
URL:http://www.lexhippo.gr.jp

第51回不登校・登校拒否を考える会

▶ 3月18日(土) 13:00～17:00

◇内容●記念講演 角野文彦さん(長浜保健所長・医師)
「不登校・ひきこもりの子どもの心理と親の対応」
交流会(小学校・中学校・高等学校・青年)
場所●勤労者福祉会館(彦根市大東町4-28)
参加費●500円(資料代) ※申込不要
託児●あり(要事前連絡)
【問】登校拒否・不登校問題滋賀県連絡会
TEL:077-523-3715 FAX:077-525-5364

第12回びわ湖問題講演会

▶ 4月22日(土) 15:00～17:00

内容●宮本憲一前滋賀大学学長の講演「びわ湖と滋賀の環境再生」
場所●明日都浜大津・大津市ふれあいプラザ5階大会議室
参加料●無料
【問】びわ湖の会 西田清
TEL:077-524-6860

参加者募集

カモシカ食害防除作業ボランティア 土山・はるの作業

内容●食害防除の作業と植林活動を行います。人と野生動物とのかかわり方を現場から考えます。1日だけの参加も歓迎。
日程●3月18日(土)12:00集合～21日(火・祝)夕方解散
場所●甲賀市土山町内
対象●高校生以上の年齢の方(経験不問)
参加料●6,000円(3泊4日) 宿泊費・食費・保険代・資料代
宿舎●熊鷹ホール(甲賀市土山町北山/TEL:0748-66-1513)
申込方法●ハガキに下記内容を記入のうえ「土山作業係」まで。もしくは下記ホームページの申込みフォームからお申し込みください。
<申込受付後、詳しい案内を送付します>
※記入内容:1.氏名(ふりがな) 2.住所 3.電話番号 4.生年月日(年齢) 5.血液型 6.参加日程(到着時間) 7.交通手段(車/電車) 8.寝袋の有無 9.質問など
申込締切●3月13日(月) 消印有効
申込み●〒522-0027彦根市東沼波町1123-13
西村知記方「土山作業係」
【問】かもしかの会関西西・事務局
TEL/FAX:075-502-4255
URL:http://www.pure.ne.jp/~j-serow/
e-mail:serow@pure.ne.jp

助成金情報

平成18年度生命保険協会 「子育て家庭支援団体に対する助成活動」

助成対象団体●就学前の子どもの保護者等(妊婦等を含む)に対する支援活動を行う民間非営利のボランティアグループ・団体、NPO法人等で、所定の要件(申請時点で1年以上の活動実績を有し継続して運営しているなどを満たす団体)
助成対象活動●日本国内における就学前の子どもの保護者等(妊婦等を含む)に対する支援活動
助成金額●上限25万円 助成金総額 1,400万円以内
助成対象期間●2006年8月～2007年3月に実施する活動
申込方法等●所定の「助成申請書」に必要事項を記入し、原本とコピー1部を、所定の添付書類とともに、47都道府県にある地方事務室(全国に54事務室)へ送付。(持参、FAX、Eメールは不可)
申込期間●3月24日(金)まで(消印有効)
【問】生命保険協会 広報部(吉澤) 〒100-0005東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
TEL:03-3286-2643 FAX:03-3286-2730
URL:http://www.seiho.or.jp/

平成18年度「街なか再生NPO等助成金」公募 助成対象地域●市町村の中心として役割を果たしている「街なか」

対象分野●下記の項目で、街なか再生に寄与すると考えられる事業を対象とします。
①まちの資源(歴史的建造物、産業遺産)を活用する取り組み ②まち特有の文化、伝統を活用する取り組み ③まちの新たな魅力、可能性を探る取り組み ④まちの環境・景観を向上する取り組み ⑤まちを活性化するためのまちの維持管理運営に係る取り組み
⑥街なかの土地区画整理事業等の面整備を推進する取り組み
なお、一過性のイベントや、単なるハード整備ではなく、継続性のある事業を対象とします。
対象団体●主に、まちづくりに関心を持ち、活動・運動・事業を行っている次のいずれかの法人。
①法人格を取得しているNPO ②法人格を取得している中間法人 ③面整備の準備組合
対象用途●活動・事業に必要な経費とし、団体を運営する上で経常的にかかる経費は対象となりません。助成額:上限50万円 助成総額200万円以内
募集期間●3月31日(金)まで(消印有効)
【問】財団法人区画整理促進機構 街なか再生全国支援センター
街なか再生NPO助成金担当(山形)
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-1 花菱平河町ビル3階
TEL:03-3230-8477 FAX:03-3230-4514 URL:http://www.sokusin.or.jp/machinaka/index.html
e-mail:mail@sokusin.or.jp



「おうみ未来塾」第8期生塾生募集 あなたも「地域プロデューサー」をめざしませんか！

◇「おうみ未来塾」とは

市民活動やNPOが社会的に力を付け、地域運営の一翼を担う時代となった今、行政・企業とパートナーシップを築きながら地域課題の解決に取り組む人が求められています。

おうみ未来塾は、こうした新しい地域課題に取り組む魅力ある新しい市民のリーダー「地域プロデューサー」が育つ塾を目指しています。おうみ未来塾は、これまで既に6期約140名の卒業生を輩出し、県内各地域で「地域プロデューサー」を目指して活発な活動を行っています。

◇塾の特徴

- (1) 塾生の主体的な参加による塾づくりを基本とします。
- (2) 地域や分野を越えての多彩な塾生で構成します。
- (3) 塾生による可塑性をもったカリキュラムづくりにより創造力を養います。
- (4) 幅広いネットワークの形成を目指します。
- (5) 講義を聞き、実践例を学び、地域で実践します。
- (6) 2年間の活動のうち後半は、地域・テーマによるグループ研究を行います。

◇システム

塾の受講期間は2年間（2006年6月11日～2008年3月まで）です。概ね月1回の開講を基本に、卒業生や各地のNPOのリーダーと交流しながら、視察研修、現地調査も行います。

◇応募資格

18歳以上で、地域社会の課題解決や市民活動に主体的に取り組む意欲のある人。

◇8期生募集人員

20名～25名程度

◇経費

2年間で2万円の塾参加費（年1万円）が必要です。また、研修地までの交通費、視察研修の費用や交流会参加費などは自己負担です。

◇塾長

・日高敏隆（総合地球環境学研究所長）

◇おうみ未来塾運営委員

- 運営委員長 北村裕明（滋賀大学経済学部教授）
- 運営委員 岡崎昌之（法政大学現代福祉学部教授）
- 〃 岸田真代（NPO法人「トータル・サポートセンター」代表）
- 〃 辻川作男（NPO法人「キャリアリーディング」代表）
- 〃 藤井絢子（滋賀県環境生活協同組合理事長）

◇講師・指導者（予定）

塾長、おうみ未来塾運営委員のほか、以下の講師を予定しています。

- ・阿部圭宏さん（NPO法人「市民がささぐる市民ネットワーク」代表）
- ・井口 貢さん（京都橋大学文化政策学部教授）



◇塾生の決定と入塾式

おうみ未来塾運営委員会の選考を経て、4月下旬に応募者に結果をお知らせします。
入塾式：2006年6月11日（日）
会 場：県立県民交流センター（ピアザ淡海）

◇塾生募集説明会

- 〔大津会場〕日時：3月11日（土） 10:00～12:00
会 場：県立県民交流センター（ピアザ淡海）
- 〔高島会場〕日時：3月18日（土） 10:00～12:00
会 場：高島地域地場産業振興センター
- 〔米原会場〕日時：3月19日（日） 10:00～12:00
会 場：県立文化産業交流会館

◇応募方法と締切

締切日：4月20日（木）〔必着〕
次の①～⑥について記入のうえ、郵送、FAX、Eメールで「淡海ネットワークセンター」まで申し込んでください。

- ①テーマ：「私が思う『地域の課題』。この課題にどう関わるべきか」について、おうみ未来塾で学ぶことへの抱負を含めて書いたもの（800字程度）
- ②名前、性別、年齢
- ③住所
- ④連絡先（電話、FAX、Eメールアドレス）
- ⑤勤務先または学校名
- ⑥所属の市民活動団体、市民活動・地域活動の経験

■お問合せ・申込先／淡海ネットワークセンター

おうみ未来塾活動発表会のお知らせ

第6期生がグループ研究活動の成果を発表するとともに、7期生が入塾後これまでの活動について報告します。

◇日時：2006年3月11日（土）
13:30～17:00

◇会場：県立県民交流センター
305会議室（ピアザ淡海3階）

情報交流誌「おうみネット」 編集ボランティアを募集します!!

滋賀県の市民活動に関するさまざまな情報や活動団体の取り組みを紹介する情報交流誌「おうみネット」の編集ボランティアを募集しています。

編集ボランティアは、2か月に一度のおうみネット編集会議に参加して、誌面構成にや記事内容についての意見を述べるほか、実際に活動団体に対する取材を行います。

- ◇募集時期：随時
- ◇応募方法：淡海ネットワークセンターまでご連絡ください。

編集後記

ダルクの依拠するセルフヘルプの12ステップの中に「ハイパーパワーを信じる」というのがあります。元は「神」という言葉でしたが単なる宗教上の神をこえていることを表すためハイパーパワーと呼ぶようになったといいます。人は見えない力、いろいろな「おかげさま」で生かされていることを受け入れることなのでしょう。社会的課題に取り組む者は決して見失ってはいけない視点だと思います。

（編集ボランティア 松田）

安心して暮らせるはずの日本が今、変質している。なにがそうさせたのか。問題の所在を明確にすることが大事だが、犯罪は待たずなで起こる。対症療法としての防犯活動は益々重要になっている。

（編集ボランティア 森口）

※淡海ネットワークセンターが本誌上を通じて募集する講座等の申込に際して記入いただく個人情報については、下記の目的以外に利用しません。また、個人情報を第三者に提供することはありません。

- ・講座等の開催にかかる連絡
- ・講座等の企画

新刊書籍案内

「私のだいじな場所 公共施設の市民運営を考える」

協働→参加のまちづくり市民研究会 編
NPO法人市民活動情報センター・ハンスオン埼玉 発行 1,000円

「外郭団体運営の時に比べ、いくら節約できた」など、指定管理者制度導入の成果は、経費面からのメリットで計られがちです。

施設の成果は、地域の生活課題を解決するという目的をいかに果たせたかが重要なものであって、そのために市民が、サービスの提供者と利用者という関係を超え、公共の主体的な担い手として運営に参加していくことの意義を、多くの事例を示しながら訴えています。「官から民」だけで語られる乱暴な議論への警鐘とも言える一冊です。



淡海ネットワークセンター

(財)淡海文化振興財団

- 〒520-0801 大津市におの浜1-1-20
- TEL 077-524-8440 ■FAX 077-524-8442
- http://www.biwa.ne.jp/~ohmi-net
- E-mail:ohmi-net@mx.biwa.ne.jp

ご利用日時●月曜日と祝日の翌日を除く毎日（12/29～1/3を除く）
火～金曜日／9:00～19:00 土・日曜日、祝日／9:00～17:00

- 淡海ネットワークセンターの情報交流誌「おうみネット」は次のところに配布しています。
- ・各地域振興局、県民情報室、県内図書館、琵琶湖博物館、男女共同参画センター、文化産業交流会館、陶芸の森、草津まちづくりセンター、県社協ボランティアセンター、大津市生涯学習センター、栗東芸術文化会館さくら、滋賀銀行、滋賀県信用組合、郵便局（ボランティア貯金窓口）、公民館など



©無断転載を固くお断りします。

